

鈴鹿市の外郭団体の 経営等の状況について

平成18年6月2日に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、地方公共団体が資本金、資本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人に対しては、その職員数及び職員の給与に関する情報を公開するよう要請されました。

そこで、本市の外郭団体においても「第三セクターに関する方針」に示された「地方公共団体による情報公開の様式例」を参考に、「外郭団体経営等状況表」を作成し、ここに公表いたします。

【公表団体】

- 1 鈴鹿市土地開発公社
- 2 財団法人鈴鹿市事業管理公社
- 3 財団法人鈴鹿国際交流協会
- 4 財団法人鈴鹿市文化振興事業団

鈴鹿市土地開発公社

- 1 作成年月日及び作成担当部署
 作成年月日 平成20年2月8日
 作成担当部署 総務部 管財営繕課
- 2 外郭団体名等
 鈴鹿市土地開発公社
 所在地 〒513-0801 鈴鹿市神戸1-18-18 電話 059-382-9675
 設立年月日 昭和48年7月12日
- 3 資本金 10,000千円(鈴鹿市の出資割合 100%)
- 4 事業内容
 公共用地, 公用地等の取得, 管理, 処分を行う。

5 財政状況

貸借対照表から	項目	金額(千円)	
		17年度	18年度
	総資産	12,625,964	12,234,441
	負債	10,097,731	9,653,092
	(うち有利子負債)	7,104,279	6,700,882
	資本	2,528,233	2,581,349
	累積欠損金		

損益計算書から	項目	金額(千円)	
		17年度	18年度
	総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)	2,161,221	802,006
	(うち地方公共団体からの補助金・委託金)		
	経常損益	135,032	53,116
	当期損益	△ 446,379	53,116
	減価償却前当期損益		

6 役職員の状況

役職員数(うち地方公共団体出向者・退職者)		役職員の人件費総額(千円)
役員	常勤 ()	
	非常勤 11 (7)	300
職員	24 (24)	0

7 外郭団体への関与の状況

1) 公的支援

項目	金額(千円)		備考(目的、内容、算出根拠等)
	17年度	18年度	
① 補助金(助成金)			
② 利子補給金			
③ 税の減免額			
④ その他()			
小計			—
⑤ 損失補償契約に伴う金利軽減額			
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用			
小計			—
合計			—

2) その他

項目	金額(千円)		備考(目的、内容、算出根拠等)
	17年度	18年度	
① 損失補償契約に係る債務残高	7,104,279	6,700,881	
② 貸付金残高	2,900,000	2,900,000	無利子融資
③ 出資金	10,000	10,000	
合計	10,014,279	9,610,881	—

8 地方公共団体による監査結果

該当なし

○出資や公的支援の状況等を勘案し、次に掲げる書類も情報公開することが望ましい。

・民法法人においては、公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日閣議決定)の7.情報公開に掲げる①定款又は寄付行為、②役員名簿、③(社団法人の場合)社員名簿、④事業報告書、⑤収支計算書、⑥正味財産増減計算書、⑦貸借対照表、⑧財産目録、⑨事業計画書、⑩収支予算書

・商法法人においては、商法第281条第1項各号に掲げる①貸借対照表、②損益計算書、③営業報告書、④利益の処分又は損失の処理に関する議案

○当様式及び関係書類を情報公開する際には、地域住民等のニーズに応じた分かりやすいものとなるように工夫すべきである。

○公益法人については、5.財務状況の記入に当たって公益法人会計基準に読み替えること。(下記参照)

〈貸借対照表〉資本→正味財産の部合計

累積欠損金→正味財産の部合計

〈損益計算書〉損益計算書→収支計算書及び正味財産計算書

総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)→総収入(=当期収入合計-借入金収入等(損益に無関係の項目))

経常損益→当期正味財産増減額-(特別損益項目の資産の増減+特別損益取引に係る当期収支差額)

当期損益→当期正味財産増減額

減価償却前当期損益→当期正味財産増減額(減価償却を行っている場合は、減価償却費を加える)

財団法人鈴鹿市事業管理公社

- 1 作成年月日及び作成担当部署
 作成年月日 平成19年2月8日
 作成担当部署 総務部 管財営繕課
- 2 外郭団体名等
 財団法人鈴鹿市事業管理公社
 所在地 〒513-0817 鈴鹿市桜島町7-1-3 電話 059-384-0050
 設立年月日 昭和58年4月1日
- 3 資本金 55,000千円(鈴鹿市の出資割合 100%)
- 4 事業内容
 公共施設管理運営
 駐車場事業

5 財政状況

貸借対照表から	項目	金額(千円)	
		17年度	18年度
	総資産	138,091	144,267
	負債	23,540	25,063
	(うち有利子負債)		
	資本	114,551	119,203
	累積欠損金		

損益計算書から	項目	金額(千円)	
		17年度	18年度
	総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)	186,002	129,752
	(うち地方公共団体からの補助金・委託金)	156,409	102,695
	経常損益	1,687	4,652
	当期損益	1,687	4,652
	減価償却前当期損益	1,827	5,283

6 役職員の状況

役職員数(うち地方公共団体出向者・退職者)		役職員の人件費総額(千円)
役員	常勤 2 (. 2)	8,334
	非常勤 (.)	
職員	11 (. 9)	34,549

7 外郭団体への関与の状況

1) 公的支援

項目	金額(千円)		備考(目的、内容、算出根拠等)
	17年度	18年度	
① 補助金(助成金)			
② 利子補給金			
③ 税の減免額			
④ その他(
小計			—
⑤ 損失補償契約に伴う金利軽減額			
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用			
小計			—
合計			—

2) その他

項目	金額(千円)		備考(目的、内容、算出根拠等)
	17年度	18年度	
① 損失補償契約に係る債務残高			
② 貸付金残高			
③ 出資金	55,000	55,000	
合計			—

8 地方公共団体による監査結果

該当なし

○出資や公的支援の状況等を勘案し、次に掲げる書類も情報公開することが望ましい。

・民法法人においては、公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日閣議決定)の7.情報公開に掲げる①定款又は寄付行為、②役員名簿、③(社団法人の場合)社員名簿、④事業報告書、⑤収支計算書、⑥正味財産増減計算書、⑦貸借対照表、⑧財産目録、⑨事業計画書、⑩収支予算書

・商法法人においては、商法第281条第1項各号に掲げる①貸借対照表、②損益計算書、③営業報告書、④利益の処分又は損失の処理に関する議案

○当様式及び関係書類を情報公開する際には、地域住民等のニーズに応じた分かりやすいものとなるように工夫すべきである。

○公益法人については、5.財務状況の記入に当たって公益法人会計基準に読み替えること。(下記参照)

〈貸借対照表〉資本→正味財産の部合計

累積欠損金→正味財産の部合計

〈損益計算書〉損益計算書→収支計算書及び正味財産計算書

総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)→総収入(=当期収入合計-借入金収入等(損益に無関係の項目))

経常損益→当期正味財産増減額-(特別損益項目の資産の増減+特別損益取引に係る当期収支差額)

当期損益→当期正味財産増減額

減価償却前当期損益→当期正味財産増減額(減価償却を行っている場合は、減価償却費を加える)

財団法人鈴鹿国際交流協会

- 1 作成年月日及び作成担当部署
 作成年月日 平成20年2月11日
 作成担当部署 生活安全部 市民対話課
- 2 外郭団体名等
 財団法人鈴鹿国際交流協会
 所在地 〒513-0801 鈴鹿市神戸1-1-1 電話 059-383-0724
 設立年月日 平成5年6月1日
- 3 資本金 150,000千円(鈴鹿市の出資割合100%)
- 4 事業内容
 ①国際交流を推進する事業の計画及び実施
 ②国際交流に関する研修・啓発及び普及
 ③国際交流に関する情報の収集及び提供
 ④国際交流に関する調査及び研究
 ⑤国際交流活動への助成
 ⑥国際交流に関する業務の受託
 ⑦国際交流団体への援助及び協力
 ⑧その他寄付行為に記載された目的を達成するために必要な事業

5 財政状況

貸借対照表から	項目	金額(千円)	
		17年度	18年度
	総資産	160,480	159,065
	負債	977	355
	(うち有利子負債)	0	0
	資本	159,503	158,710
	累積欠損金	0	0

損益計算書から	項目	金額(千円)	
		17年度	18年度
	総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)	28,119	23,711
	(うち地方公共団体からの補助金・委託金)	17,832	15,919
	経常損益	529	△793
	当期損益	529	△793
	減価償却前当期損益	693	△753

6 役職員の状況

役職員数(うち地方公共団体出向者・退職者)		役職員の人件費総額(千円)
役員	常勤 1 (0・1)	0
	非常勤 15 (3・0)	0
職員	4 (0・1)	4,561

役員(常勤・退職者)1名と職員1名は重複

7 外郭団体への関与の状況

1) 公的支援

項目	金額(千円)		備考(目的、内容、算出根拠等)
	17年度	18年度	
① 補助金(助成金)	17,832	15,919	
② 利子補給金	0	0	
③ 税の減免額	50	50	
④ その他(0	0	
小計	17,882	15,969	—
⑤ 損失補償契約に伴う金利軽減額	0	0	
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用	0	0	
小計	0	0	—
合計	17,882	15,969	—

2) その他

項目	金額(千円)		備考(目的、内容、算出根拠等)
	17年度	18年度	
① 損失補償契約に係る債務残高	0	0	
② 貸付金残高	0	0	
③ 出資金	150,000	150,000	
合計	0	0	—

8 地方公共団体による監査結果

指摘事項特になし

○出資や公的支援の状況等を勘案し、次に掲げる書類も情報公開することが望ましい。

・民法法人においては、公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日閣議決定)の7.情報公開に掲げる①定款又は寄付行為、②役員名簿、③(社団法人の場合)社員名簿、④事業報告書、⑤収支計算書、⑥正味財産増減計算書、⑦貸借対照表、⑧財産目録、⑨事業計画書、⑩収支予算書

・商法法人においては、商法第281条第1項各号に掲げる①貸借対照表、②損益計算書、③営業報告書、④利益の処分又は損失の処理に関する議案

○当様式及び関係書類を情報公開する際には、地域住民等のニーズに応じた分かりやすいものとなるように工夫すべきである。

○公益法人については、5.財務状況の記入に当たって公益法人会計基準に読み替えること。(下記参照)

<貸借対照表>資本→正味財産の部合計

累積欠損金→正味財産の部合計

<損益計算書>損益計算書→収支計算書及び正味財産計算書

総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)→総収入(=当期収入合計-借入金収入等(損益に無関係の項目))

経常損益→当期正味財産増減額-(特別損益項目の資産の増減+特別損益取引に係る当期収支差額)

当期損益→当期正味財産増減額

減価償却前当期損益→当期正味財産増減額(減価償却を行っている場合は、減価償却費を加える)

財団法人鈴鹿市文化振興事業団

- 1 作成年月日及び作成担当部署
 作成年月日 平成20年2月7日
 作成担当部署 文化振興部 文化課
- 2 外郭団体名等
 財団法人 鈴鹿市文化振興事業団
 所在地 〒513-0802 鈴鹿市飯野寺家町810番地 電話 059-384-7000
 設立年月日 平成9年4月1日
- 3 基本財産 50,000千円 (鈴鹿市の出捐割合 100 %)
- 4 事業内容
 (1)文化・芸術の振興に資する事業 (3)鈴鹿市の文化施設の管理運営の受託
 (2)鈴鹿市の文化事業の受託 (4)その他目的達成に必要な事業

5 財政

貸借対照表から	項目	金額(千円)	
		17年度	18年度
	総資産	87,660	84,866
	負債	10,334	5,145
	(うち有利子負債)		
	資本	77,326	79,721
	累積欠損金		

損益計算書から	項目	金額(千円)	
		17年度	18年度
	総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)	169,812	61,718
	(うち地方公共団体からの補助金・委託金)	148,682	45,934
	経常損益	2,041	2,395
	当期損益	2,041	2,395
	減価償却前当期損益	2,784	3,138

6 役職員の状況

役職員数(うち地方公共団体出向者・退職者)		役職員の人件費総額(千円)
役員	常勤 1 (0 ・ 1)	0
	非常勤 15 (4 ・ 2)	0
職員	6 (4 ・ 1*)	6,357 (*常勤役員兼務1名)

7 外郭団体への関与の状況

1) 公的支援

項目	金額(千円)		備考(目的、内容、算出根拠等)
	17年度	18年度	
① 補助金(助成金)	49,245	45,934	事業費、事務費、江島カルチャーセンターの管理運営費
② 利子補給金			
③ 税の減免額			
④ その他(
小計	49,245	45,934	—
⑤ 損失補償契約に伴う金利軽減額			
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用			
小計	0	0	—
合計	49,245	45,934	—

2) その他

項目	金額(千円)		備考(目的、内容、算出根拠等)
	17年度	18年度	
① 損失補償契約に係る債務残高			
② 貸付金残高			
③ 出資金	50,000	50,000	
合計	50,000	50,000	—

8 地方公共団体による監査結果

該当なし

○出資や公的支援の状況等を勘案し、次に掲げる書類も情報公開することが望ましい。

・民法法人においては、公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日閣議決定)の7.情報公開に掲げる①定款又は寄付行為、②役員名簿、③(社団法人の場合)社員名簿、④事業報告書、⑤収支計算書、⑥正味財産増減計算書、⑦貸借対照表、⑧財産目録、⑨事業計画書、⑩収支予算書

・商法法人においては、商法第281条第1項各号に掲げる①貸借対照表、②損益計算書、③営業報告書、④利益の処分又は損失の処理に関する議案

○当様式及び関係書類を情報公開する際には、地域住民等のニーズに応じた分かりやすいものとなるように工夫すべきである。

○公益法人については、5.財務状況の記入に当たって公益法人会計基準に読み替えること。(下記参照)

〈貸借対照表〉資本→正味財産の部合計

累積欠損金→正味財産の部合計

〈損益計算書〉損益計算書→収支計算書及び正味財産計算書

総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)→総収入(=当期収入合計-借入金収入等(損益に無関係の項目))

経常損益→当期正味財産増減額-(特別損益項目の資産の増減+特別損益取引に係る当期収支差額)

当期損益→当期正味財産増減額

減価償却前当期損益→当期正味財産増減額(減価償却を行っている場合は、減価償却費を加える)